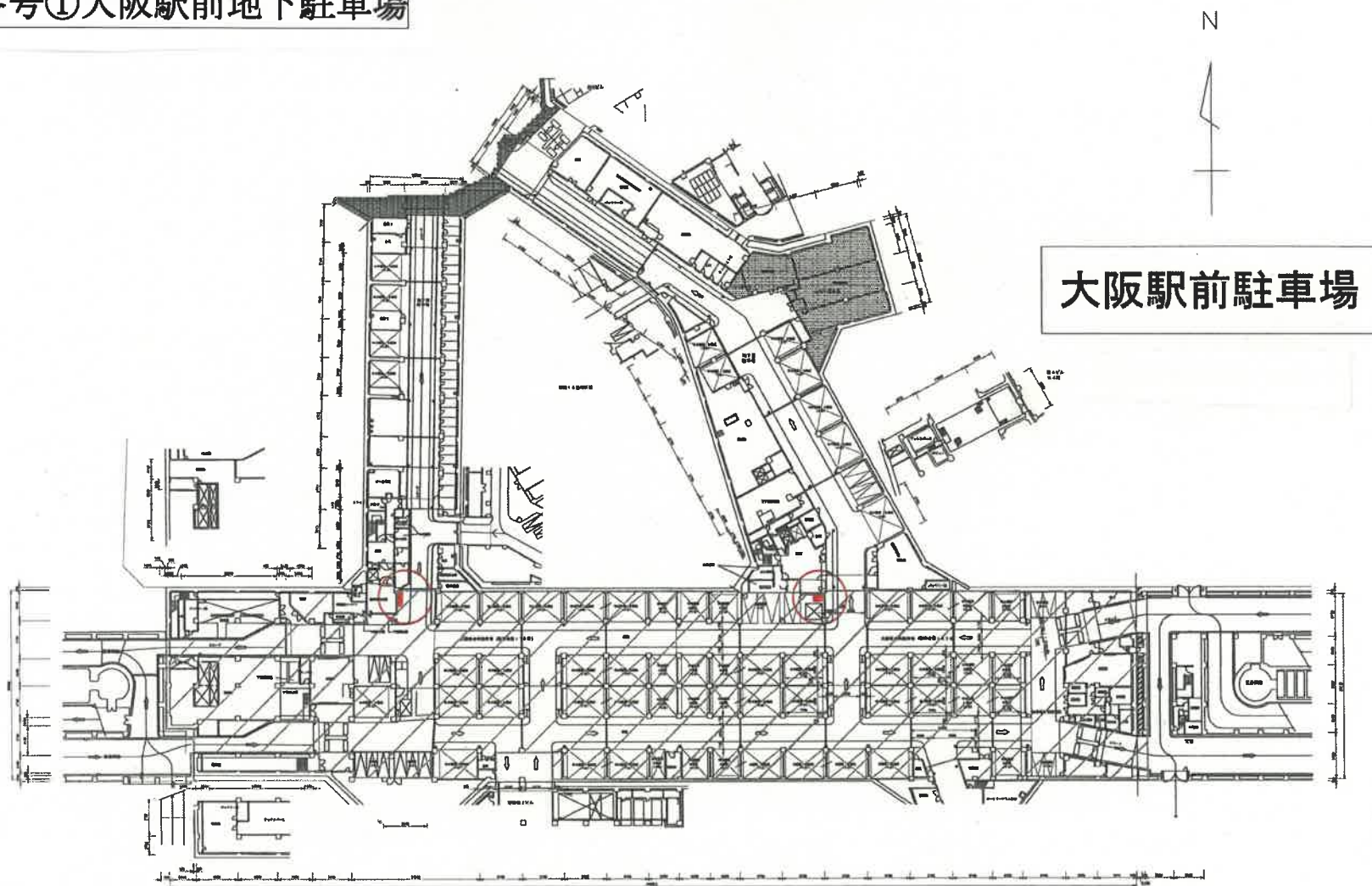


物件番号①大阪駅前地下駐車場



自動販売機の設置位置について、上記設置位置を原則としますが、管理上の支障等により、当該位置において継続して設置することが適当でないと認められる場合には、協議の上移設を認めます。